

# 公庫融資借換特例制度のご案内

社会的、経済的環境の変化など外的要因や金融機関との取引状況の変化により資金繰りに困難を来している中小企業者、経営改善または経営再建などに取り組む必要が生じている中小企業者および弁済に係る負担の軽減を必要とする中小企業者に対して、中小企業者の経営安定や中小企業者の自助努力による企業再建の支援を図るために、既往公庫融資の借換などを行う制度です。

## 特例制度の内容

適用制度	利用限度額	融資期間（うち据置期間）
経営環境変化対応資金 金融環境変化対応資金	適用した特別貸付制度の限度額	10年以内（原則1カ月以内）
事業再生・企業再建支援資金		20年以内（原則1カ月以内）
事業承継・集約・活性化資金		10年以内（原則1カ月以内）
挑戦支援資本強化特別貸付制度		5年1カ月または6年から20年までの各年（期限一括償還）
危機対応後経営安定貸付制度		20年以内（原則1カ月以内）
令和2年7月豪雨特別貸付制度 令和6年能登半島地震特別貸付制度		15年以内（原則1カ月以内）

### ● 貸付利率について

- ・ 適用した特別貸付制度に定める利率を適用します。
- ・ ただし、借換部分（挑戦支援資本強化特別貸付を除く。）は、借換対象の貸付口の加重平均金利<sup>(注)</sup>がご融資時の基準金利を上回る場合は、加重平均金利を適用します。
- (注) 金銭消費貸借契約証書上の利率をもとに計算（平成23年4月1日以降は条件違反時利率）
- ・ 一定の要件に該当する場合は、適用制度の上限金利や貸付利率の控除が適用されます。

#### (注意事項)

- ・ 原則として、既往の公庫融資の借換のほか、新規融資をご利用いただく必要があります。
- ・ 既往の融資については一部借換の対象にできないものもあります。
- ・ 借換部分に対する融資金額は、借換対象口ごとに10万円未満の端数を切り捨てた金額となります。
- ・ 挑戦支援資本強化特別貸付制度で借換のみを希望される方は、日本公庫中小企業事業の窓口にご相談ください。
- ・ 上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。
- ・ 本制度の利用には事業の見通しなどについて、公庫の審査が必要になります。本制度をご利用いただけない場合もあります。

本制度のお申し込み

日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。



日本政策金融公庫  
中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル

フリーダイヤル

(行こうよ!公庫)

0120-154-505